亀山市の地域づくりについて

亀山市

地域自治のしくみの必要性

私たちの住んでいる地域は、地域まちづくり協議会や自治会が中心となり、子ども会、老人会などの様々な団体が活動する中で、日々の生活の基盤が形づくられています。

地域の現状・課題は…

- 少子高齢化
- 人口減少社会
- 地域交流の希薄化
- 地方分権社会の進展
- 新しい課題への対応

こんな取り組みがあればいい

- 多様な課題に対応できるよう、みんなが参加し支え合う地域の組織
- 地域住民や各団体が相互につながり、話し合い、課題を共有する協議の場
- 地域の絆を大切にし、各団体が連携して、取り組みを相互に補完し合う組織
- 地域と行政が相互に連携協働できる体制

地域自治のしくみ

2つの要素と地域組織をもとに地域自治のしくみをつくっています

地域自治の考え方

自分たちの住む地域を自分たちで創りあげるという意識のもとに、地域課題の解決に向けて、話し合う場づくりや、意思決定できるしくみ

地区コミュニティ

文化活動、生涯学習活動を中心に行い、親睦会的性質を有し、地域住民の連帯意識の向上などに重点が置かれた組織

補完性の原理

身近な問題は、身近なところ（地域）で実施し、そこでどうしても実施できない場合に、地方公共団体や国が取り組むという考え方

再編

地域まちづくり協議会

地域まちづくり協議会は、地区コミュニティを基盤としつつ、地域自治の考え方や補完性の原則を取り込み、地域の一体感の醸成、地域課題の解決及び地域活性化を目的に活動を展開し、文化、福祉、防災、環境、交通など幅広い範囲に対応する組織

地域まちづくり計画に基づく事業実施

- 地域の一体感の醸成
- 地域課題の解決
- 地域活性化

地域の取組事例

月1回の協議の場の形成
（昼生地区まちづくり協議会）

防災防犯マップづくり
（川崎地区まちづくり協議会）

亀山市の地域自治

自主自立の地域づくりに向けて

亀山市の特性

地区コミュニティの存在

地域まちづくり協議会の基盤である地区コミュニティは、昭和50年頃から市のコミュニティ施策に基づき、生活文化の向上及び社会福祉の増進を目的に地域で形成されてきた任意組織です。主に文化・スポーツなどの生涯学習活動や福祉活動を展開してきました。これらの強固な活動基盤を継承し、地域まちづくり協議会では様々なまちづくり活動が展開されています。

地域特性を生かした取組

地域まちづくり協議会では、地域住民や各種団体の皆さんが主体となって、充分に議論を重ねながら活動が進められています。地域の特性を生かした、その地域らしい活動が数多く展開されています。

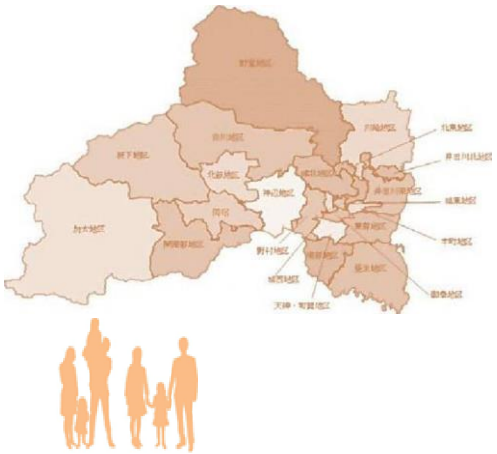

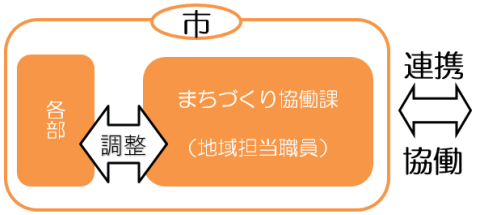

めざすべき方向性

地域コミュニティの活性化及び地域自治の実現

日ごろの生活や活動を通じてつくられていく、地域の住民や団体どうしのつながりや顔見知りの関係である地域コミュニティを活性化し、各団体の個別の活動だけでなく、今の地域に必要な取り組みをみんなで話しあい、決定し、協力して行う地域自治の実現を図ります。

地域の実情に即したまちづくりの展開

住民どうしが話しあう場をつくって、「こんなまちにしたい」という地域の目標を決め、地域の課題を整理して、防災、防犯、教育、福祉、環境、文化などの必要な活動の企画・実施ができるよう支援します。

地域リーダーの育成

民間企業や行政機関等を退職した者を中心に、地域事情に詳しい団体の参画を得て、地域活動に必要な基礎的知識の習得に役立つ研修を実施するなど地域リーダーの増加・育成を図ります。

地域の自主性自立性の向上

行財政改革を進めるとともに、地域が自ら考え責任を持って活動を展開できる環境を構築し、地域の自主性自立性の向上を図ります。

みんなが合意形成できるしくみ

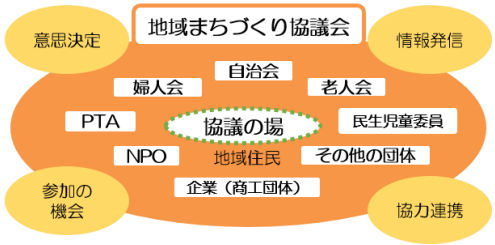

地域まちづくり協議会

亀山市の地域まちづくり協議会は、地区コミュニティを基盤としつつ、補完性の原理や地域自治の考え方を取り込んだものです。地域住民によって自主的につくられた任意組織です。

構成員

全ての地域住民及び、自治会、老人会、婦人会、民生児童委員、ＰＴＡなど地域に存在する多様な団体が構成員として参画できます。

活動

構成員相互の協議の場を形成し、「こんなまちにしたい」という地域の目標を定めます。

地域課題を整理して、防災、防犯、教育、福祉、環境、文化などの幅広い分野から必要な活動の企画・実施を行います。

構成員の活動を支援・調整します。

地域を代表して、市と連絡調整等をします。

範囲

原則として従来の地区コミュニティの区域です（おおむね小学校区）。

地域自治7つの視点

地域まちづくり協議会が活動を行う上で、組織として備えておくべき以下の視点を大切にします。

1　参加の機会の確保
地域住民のだれもが、課題を提起でき、活動がしたいときに行えるよう参加の機会を確保します。

2　話し合える場の形成
地域の将来や各団体の課題について話し合える場を形成します。

3　意思決定
地域の課題や活動計画について、参画する各団体を調整し、地域としての意思決定を行います。

4　情報発信（透明性）
活動内容が多様な媒体により住民に発信され、協議会の中でどのような議論がなされているのかを住民に示すことで透明性を確保します。

5　情報伝達
協議会が情報の窓口となり、住民に速やかに情報を伝達します。

6　計画に基づく継続性
地域まちづくり計画に基づき、役員の交代があっても活動を継続します。

7　団体間の連携
イベント等においては、一つの団体だけではなく、多くの団体が役割分担し、協力連携します。

地域まちづくり協議会支援事業

市の支援の概要

○地域予算制度　≪財政的支援≫

地域予算制度は、地域自らが地域の課題解決に向けて取り組む自立した地域まちづくりを促進するため、平成29年度に創設しました。

◆地域まちづくり交付金

(1)均等割り及び人口割

各地域まちづくり協議会へ均等割額と人口割額を足したものを限度として交付します。地域で使途を決定することができる交付金です。

(2)地域活性化支援事業交付金

コロナ禍で停滞していた地域活動の活性化及びアフターコロナの状況での地域活動の促進を図るため、コロナ禍からの回復に向けて令和6・7年度に実施する事業に対して重点的に支援します((1)に加算)。

(3)地域介護予防活動支援事業交付金

「ちょこボラ」(※)の取組として、地域住民が互いに支え合う生活支援活動や住民主体の通いの場を充実させる活動に対して支援します。

※日常のちょっとした困りごとを手助けするボランティア活動です。地域まちづくり協議会が主体となって実施します。

○地域担当職員　≪人的支援≫

各地域まちづくり協議会の課題をより的確に把握し、課題解決に向けてより迅速かつ的確な情報提供や助言を行うため、まちづくり協働課職員が地域担当職員として以下の内容について支援しています。

・地域に係る多様な情報の収集および分析に関すること
・地域まちづくり計画の推進のための情報提供、相談対応、助言その他支援に関すること
・地域のまちづくりのための会議を円滑に行うために必要な支援に関すること
・地域まちづくり協議会と市の相互の情報発信や情報共有に関すること
・市が実施する事業における地域まちづくり協議会との連絡調整に関すること
・その他地域のまちづくりを推進するため必要な支援に関すること

○まちづくり研修や担い手育成　≪組織運営支援≫

◆地域担い手研修

地域の担い手を育成することを目的に、地域まちづくり協議会と連携して、ファシリテーションなどに関する研修を実施しています。

◆地域まちづくり推進アドバイザー派遣

亀山市地域まちづくり協議会条例に規定する地域まちづくり協議会の実施する地域まちづくりの推進に関する取り組みを積極的に支援するため、地域まちづくり推進アドバイザーを派遣する制度です。

・地域まちづくり協議会で開催する研修会の講師
・地域まちづくり計画推進のためのワークショップ講師　など

memo